●●●●●●故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！●●●●●●

群馬弁護団ニュース NO34

弁護団HP　原子力損害賠償群馬弁護団　検索　クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団（団長）鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町１－５０－１吉野屋ビル３０３
新前橋法律事務所内
［TEL］027-251-7871　［FAX］027-251-7989

3・7第5回口頭弁論／原告は今村尋問をふまえて「長期評価」の信頼性を主張

■第15準備書面を提出、あわせて 現地検証の申出書提出

次回 6月4日は終盤を迎える山場の弁論に!

３月７日の裁判は、短時間で終了しました。報告集会で、裁判の内容について報告されましたが、提出した準備書面の内容と裁判後に行われた進行協議の内容、および次回裁判の重要性について、岩野弁護士が報告します。

次回 第6回口頭弁論は、まとめの陳述を行ない、終盤の山場を迎えます

原賠訴訟群馬弁護団　弁護士　岩野礼奈

１　はじめに

３月７日、東京高裁で控訴審第５回口頭弁論が行われました。法廷内でのやり取りは短時間でしたが、その様子についてご報告いたします。

２　第５回口頭弁論期日

岩野弁護士

今回の裁判では、まず、担当の裁判官が交代になったので、これまでの弁論の結果を陳述する弁論の更新という手続きが行われました。

次に、原告からは第１５準備書面、国からは第６準備書面、東電からは第７準備書面が提出されました。この他、口頭弁論においては、原告、国、東電からいくつか証拠が提出されました。原告からは、原発事故による避難者が受けた被害の実態について調査した学者の意見書（甲Ｃ第３９～４２号証）を提出しました。

３　一審原告第１５準備書面

原告の第１５準備書面は、昨年１２月１３日に行われた今村文彦教授の証人尋問を踏まえ、津波の予見可能性（津波が来ることを予見できたかどうか）に関する国の主張に反論するものです。

国は、「統一準備書面」において、①「津波評価技術」は「想定できる最大規模の津波」を評価する考え方に立っているとした上で（第１段階）、②第１期津波評価部会においては、「想定できる最大規模の津波」を評価するという「津波評価技術」の考え方に立った上で、波源の設定（第２段階）に関して、日本海東縁部や日本海溝寄りなど特定の領域について、当時の科学的知見にもとづき検討・議論をした結果、③当時、津波地震については、三陸沖の海溝寄りの領域のような、特殊な海底構造（付加体の存在）を有する領域でのみ発生する極めて特殊な地震であるという考え方が支配的であったことから、④福島県沖の海溝寄りの領域（付加体がない）に津波地震は想定できないと結論した、と主張しています。

しかし、今村教授は、「付加体があってもなくても津波地震は起こる」と証言し、津波地震が付加体の存在する領域でのみ発生するとの国の主張が破綻したことが明らかになりました。また、今村教授は、第１期津波評価部会は、津波の技術的なシミュレーションの方法を確立する点に重点があり、福島県沖の日本海溝沿いについて、過去に発生が確認できない領域に将来の大地震を想定するか否かの詳細な検討は第２期以降の課題で、第１期では検討されていないということを明言しました。この証言により、第１期津波評価部会では、日本海溝寄りのどこで津波地震が発生するかについては検討・議論がされていないことが明らかとなりました。

また、国が、長期評価の後に発表され、長期評価の信頼性を減少させることになると主張する「垣見マップ」は、長期評価の発表より前に作成されていることを認め、長期評価の合理性を否定する根拠にはなりえないことも明らかになりました。

さらに、今村尋問からは、長期評価の信頼性を支える事実も明らかとなりました。今村教授は、長期評価について疑問を述べていましたが、今村教授の専門は津波工学であって、地震学の専門家ではありません。さらに今村教授は、長期評価策定時の海溝型分科会にも参加していないにもかかわらず、長期評価に疑問を呈していること浮きぼりになります。海溝型分科会は、第一線の地震・津波の専門家で構成されており、これ自体が審議会としての内実を備えたものであり、**長期評価はまさに専門家集団による「審議会の検証」に耐え得たもので、予見可能性の前提をなす知見になり得るものです。**

第１５準備書面においては、以上のような主張をしています。

報告集会の会場／全日通会館

４　進行協議

裁判終了後の進行協議では、次回までに、原告からは今村尋問を踏まえた主張の追加を、国は刑事裁判での尋問結果を踏まえた主張を、東電は損害に関する主張をすることが確認されました。

原告からは、裁判官に現地の様子を実際に見てもらう、検証の申し出をしていましたが、これについては保留になりました。

５　今後の進行

次回の第６回口頭弁論は、６月４日（火）午後１時３０分から、東京高等裁判所で開かれます。ここでは、原告、国、東電が法廷で意見を述べるプレゼンテーションが行われる予定です。それぞれ、これまでの主張をまとめたものをプレゼンテーションします

原告からは、原告本人の意見陳述の他、４５分間のプレゼンを行うこととなりました。原告からのプレゼンテーションは、国との関係で総まとめになるため、分かりやすく、決定打になるものを目指して、次回の口頭弁論に向けて取り組んでおります。

是非、多くの方の傍聴支援をお願いします。

３月１２日に結審し、９月１９日に判決を迎える東電刑事裁判について長谷川弁護士が報告します。

隠されていた事実が次々と明らかになった刑事裁判
原発事故は防ぐことができた人災です！

群馬訴訟弁護団事務局次長　弁護士　長谷川亮輔

長谷川弁護士

東京電力福島第一原発事故をめぐり強制起訴された東電の旧経営陣（勝俣元会長、武黒元副社長、武藤元副社長）の東京地裁での刑事裁判は、本年３月１２日に結審しました。

検察官役の指定弁護士は３人に禁錮５年を求刑し、弁護側は無罪を主張しています。判決は９月１９日に下されます。

東電の担当者は、事故前の平成２０年３月に長期評価に基づいて最大１５．７メートルの津波が福島第一原発を襲う試算をしていました。

武藤元副社長は、平成２０年６月１０日に担当者からこの試算の報告を受け、いったんは防潮堤を設置するための許認可の検討などを指示しましたが、７月３１日に防潮堤の設置には数百億円規模の工事費がかかることなどの説明を受けると、試算の根拠となった長期評価の妥当性を土木学会に検討させる方針を指示し、津波対策を保留・先送りしました。また，平成２１年２月に３名が出席した御前会議でも巨大津波が福島第一原発に襲来するおそれが報告されていたのに対策をとりませんでした。

しかし、昨年１０月に行われた被告人質問において、武藤元副社長は、「担当者は、長期評価は信頼性がないと説明した」、事故が起こるまで土木学会の検討状況の報告を求めたことがなかったのは「まとまれば報告があると思っていた」と供述。武黒元副社長も、「長期評価は信頼性が低いと報告を受けた。」と供述し、勝俣元会長に至っては、「社内の原子力・立地本部できっちりやっていると思った」「会長には業務上の決定権限はなかった」などと供述しました。

検察官役の指定弁護士は、昨年１２月２６日の論告求刑において、このような部下への責任転嫁ともいえる３名の供述を強く批判し、「巨大津波の想定などについて伝えられた情報が限られていたとしても、最高経営層である３人には重要で具体的な情報に接した時にはさらに詳しく情報を収集し、適切に対処する義務があった」と指摘しました。そして、対策が終わるまで原発の運転を停止する義務があったのに何ら対策を講じなかった責任は極めて重いと主張しました。

この情報収集義務違反という考え方は、損害賠償請求訴訟における国の責任にも通じるもので、群馬訴訟においても国の情報収集義務違反を過失の重要な要素として主張しています。すなわち、国が東電の試算を知ったのは事故の４日前の平成２３年３月７日ですが、長期評価が公表されたのはそれより９年近く前の平成１４年です。原子力安全・保安院が情報収集義務を尽くし、早期に東電に対して長期評価に基づいて早期に試算をさせ、報告を求めていれば、国も福島第一原発への津波の襲来を早期に予測し、東電に対し津波対策をとるように求め、事故を回避することができたといえます。　しかし、保安院は、東電に試算を求めることもなく、長期評価を確率論で扱う（実質何もしない）という東電の方針を黙認し、事故まで試算や津波対策を求めることはなかったのです。

公判では、原発事故により避難を余儀なくされて亡くなった方の遺族による意見陳述も行われました。両親を亡くした遺族の女性は、「両親がどんな思いで死んでいったかと考えると心が潰される思いです。」「これだけの被害を出しておいて、誰１人、責任者が責任を取っていないのは悔しく、許すことができません。」と法廷で心情を述べられました。また、遺族の代理人弁護士は、「事故を引き起こした被告らの責任が明らかにされなければ、命を奪われた被害者の無念を晴らすことはできない。」として求刑通りの処罰を求めました。

刑事裁判の結審を伝える新聞各紙

刑事裁判の判決は、５か月後に下されます。有罪・無罪の結論だけではなく、長期評価の信頼性は損害賠償請求訴訟とも共通する争点であることから、弁護団としてもその判断に注目しております。　もちろん、損害賠償請求訴訟は、この間も進行します。原告の皆様、支援者の皆様におかれましては、引き続きご協力、ご支援をお願いいたします。

東電の刑事裁判とは

2011年3月11日の原発事故に対して、東電の刑事責任を問う為に約1万5千人が集団で刑事告訴しました。検察庁は容疑者全員を不起訴処分としました。検察審査会で審査した結果、起訴相当の議決が出されましたが、検察庁は再度不起訴としました。その後、検察審査会が再び「起訴すべき」との議決をし、元幹部の３人が強制起訴されることになりました。（勝俣元会長、武藤・武黒両元副社長）

検察官役の指定弁護士が元役員を起訴し、2017年6月30日から刑事裁判が始まりました。問われる罪は、業務上過失致死傷罪。

■原賠・集団訴訟／各地裁の判決■　※前橋地裁の判決以降、国の責任を認める流れが作られつつあります。

【2017年】

裁判所	東電の責任	国の責任
前橋地裁 3月17日	○	○
千葉地裁 9月22日	○	×
福島地裁 10月10日	○	○

【2018年】

裁判所	東電の責任	国の責任
東京地裁 2月7日	○	被告にせず
京都地裁 3月15日	○	○
東京地裁 3月16日	○	○
福島・いわき支部 3月22日	○	被告にせず

【2019年】

裁判所	東電の責任	国の責任
横浜地裁 2月20日	○	○
千葉地裁（２陣） 3月14日	○	×
松山地裁 3月26日	○	○
東京地裁 3月27日	○	被告にせず

次回裁判のお知らせ

≪第6回口頭弁論≫

6月4日(火)午後1時30分開廷/ 東京高裁101号法廷

※傍聴券の抽選あり。１時前までに裁判所入口の抽選場にお集まり下さい。

裁判も終盤！ 原告弁護団がまとめの陳述や現地検証の申請をします